

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

令和3年度予算特別委員会土木費資料

札の辻交差点の自転車走行空間



丁字路における右折待機場



出典：質問者撮影

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改定概要

R6改定版安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（案）の概要

○自転車活用推進法及び第二次自転車活用推進計画(閣議決定)を踏まえて、車道通行を原則とした自転車ネットワークの形成を一層推進するため、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H24・H28通知)を改定。

① 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の反映

◆前回のガイドラインの通知後に策定された自転車活用推進法(H29年5月施行)や第二次自転車活用推進計画(R3年5月閣議決定)を反映し、自転車の活用推進に関する視点を充実。

② 質の高い自転車通行空間の整備促進

- ◆限られた道路空間の中で、現地状況に応じた柔軟な再配分や分離を行うことにより、自転車道や自転車専用通行帯の整備を検討する手法を例示。
- ◆現地の実務担当者の理解が進むよう、考え方の概念図や設計例の平面図などの図表や根拠法令等に関する記述を充実。
- ◆将来的には完成形態での整備を目指すことが基本であることや、車道混在は自動車の速度の低い道路において、自転車と自動車とが同一の空間を共用する概念であることを明確化。
- ◆複雑な交差点における通行ルールの表示方法について例示。
- ◆整備の機会を逃さないよう、他の道路事業との円滑な連携を進めることについて手順を記載。
- ◆計画・整備・維持管理における市民等との協働について改めて記載。

③ 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化

◆自転車通行空間における駐停車の基本的な考え方や、停車帯等を併設する場合の設計方法例を提示。

④ 利用ルールの徹底

◆自転車通行空間の整備形態別に道路管理者、都道府県警察が特に注意しなければならない通行ルールについて解説。

⑤ 新技術やデータの活用促進

◆シェアサイクルやスマートフォンの移動履歴から自転車プローブデータを分析し、地域の状況を把握することの有効性について例示。

出典：国土交通省HP「自転車利用環境の整備」

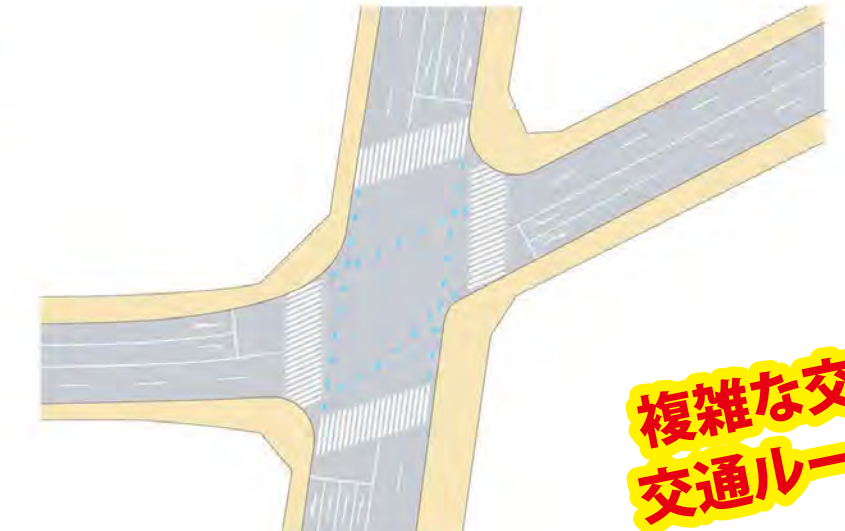
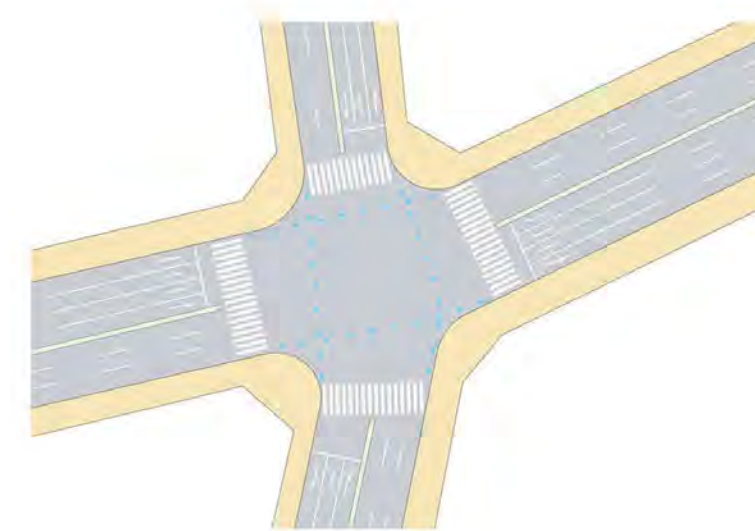
② 質の高い自転車通行空間の整備促進



○自転車がどのように通行してよいのかわかりにくいような複雑な交差点について、通行ルールの表示方法を例示。

(1) 折れ脚交差点
(交差点内で直進方向が屈曲している交差点)

(2) くい違い交差点
(交差する道路の一方が他方とくい違いしている交差点)



複雑な交差点での
交通ルールの明示!

③ 自転車専用通行帯における路上駐停車対策の強化



○路上駐停車により自転車専用通行帯の機能を損われないよう、交通管理者と道路管理者が連携して対策を強化する。

原則

自転車の安全かつ円滑な通行空間の確保のため、自転車専用通行帯の整備箇所には、原則として駐停車は認めない。



■ 停車車両

取締り

地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐停車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐停車についての取締りを積極的に推進する。

停車帯等

自転車の安全かつ円滑な通行の確保に支障がないよう、貨物の積卸や人の乗降等といった駐停車需要に応えるため、必要に応じて停車帯等を設置。(路外駐車場などの沿道状況や地域における駐車施策等との整合性に配慮)



■ 停車帯等の設置イメージ

ゴム製ポールによる
車道との分離!